

〔資料編〕

資料目次

1 行旅病人及行旅死亡人取扱法関係	75
資料 1-① 行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）〈抜粋〉	75
資料 1-② 行旅病人死亡人等ノ引取及費用弁償ニ関スル件（明治 32 年勅令第 277 号）〈抜粋〉	75
資料 1-③ 「行旅病人の救護等の事務の団体事務化について」（昭和 62 年 2 月 12 日付け社保第 14 号各都道府県知事・各指定都市市長宛て厚生省社会局長通知）〈抜粋〉	76
2 墓地、埋葬等に関する法律関係	76
資料 2-① 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）〈抜粋〉	76
資料 2-② 「墓地、埋葬等に関する法律の疑義について」（昭和 27 年 6 月 30 日付け衛環第 66 号環境衛生課長から北海道衛生部長宛て回答）〈抜粋〉	76
3 生活保護法関係	77
資料 3-① 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）〈抜粋〉	77
資料 3-② 生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）〈抜粋〉	77
資料 3-③ 生活保護法による保護の基準（昭和 38 年厚生省告示第 158 号）〈抜粋〉	78
4 その他	79
資料 4-① 基礎調査における引取者のない死亡人の発生状況（表 3-(1)-①関係）	79
資料 4-② 民法（明治 29 年法律第 89 号）〈抜粋〉	80
資料 4-③ 戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）〈抜粋〉	81
資料 4-④ 「死亡届の届出義務者がいない場合又は届出義務者からの届出を期待することができない場合における職権による死亡事項の戸籍への記載の取扱いについて（通知）」（平成 25 年 3 月 21 日付け法務省民一第 285 号法務省民事局民事第一課長通知）	83
資料 4-⑤ 「身寄りのない方の遺留金のうち、預貯金の取扱方法の明確化について」（令和 3 年 3 月 31 日付け金融庁監督局銀行第一課、銀行第二課、銀行第二課協同組織金融室）〈抜粋〉	84
資料 4-⑥ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）〈抜粋〉	92
資料 4-⑦ 家事事件手続法（平成 23 年法律第 52 号）〈抜粋〉	92
資料 4-⑧ 家事事件手続規則（平成 24 年最高裁判所規則第 8 号）〈抜粋〉	92
資料 4-⑨ 供託法（明治 32 年法律第 15 号）〈抜粋〉	92
資料 4-⑩ 遺失物法（平成 18 年法律第 73 号）〈抜粋〉	92
資料 4-⑪ 平成元年最高裁判所第 3 小法廷判決〈抜粋〉	93

1 行旅病人及行旅死亡人取扱法関係

資料 1-① 行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）〈抜粋〉

第一条 此ノ法律ニ於テ行旅病人ト称スルハ歩行ニ堪ヘサル行旅中ノ病人ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキ者ヲ謂ヒ行旅死亡人ト称スルハ行旅中死亡シ引取者ナキ者ヲ謂フ

② 住所、居所若ハ氏名知レス且引取者ナキ死亡人ハ行旅死亡人ト看做ス

第七条 行旅死亡人アルトキハ其ノ所在地市町村ハ其ノ状況相貌遺留物件其ノ他本人ノ認識ニ必要ナル事項ヲ記録シタル後其ノ死体ノ埋葬又ハ火葬ヲ為スベシ

② (略)

第九条 行旅死亡人ノ住所、居所若ハ氏名知レサルトキハ市町村ハ其ノ状況相貌遺留物件其ノ他本人ノ認識ニ必要ナル事項ヲ公署ノ揭示場ニ告示シ且官報若ハ新聞紙ニ公告スヘシ

第十一条 行旅死亡人取扱ノ費用ハ先ツ其ノ遺留ノ金銭若ハ有価証券ヲ以テ之ニ充テ仍足ラサルトキハ相続人ノ負担トシ相続人ヨリ弁償ヲ得サルトキハ死亡人ノ扶養義務者ノ負担トス

第十二条 行旅死亡人ノ遺留物件ハ市町村之ヲ保管スヘシ但シ其ノ保管ノ物件滅失若ハ毀損ノ虞アルトキ又ハ其ノ保管ニ不相当ノ費用若ハ手数ヲ要スルトキハ之ヲ売却シ又ハ棄却スルコトヲ得

第十三条 市町村ハ第九条ノ公告後六十日ヲ経過スルモ仍行旅死亡人取扱費用ノ弁償ヲ得サルトキハ行旅死亡人ノ遺留物品ヲ売却シテ其ノ費用ニ充ツルコトヲ得其ノ仍足ラサル場合ニ於テ費用ノ弁償ヲ為スヘキ公共団体ニ関シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

② (略)

第十四条 市町村ハ行旅死亡人取扱費用ノ弁償ヲ得タルトキハ相続人ニ其ノ保管スル遺留物件ヲ引渡スヘシ相続人ナキトキハ正当ナル請求者ト認ムル者ニ之ヲ引渡スコトヲ得

第十五条 行旅病人行旅死亡人及其ノ同伴者ノ救護若ハ取扱ニ関スル費用ハ所在地市町村費ヲ以テ一時之ヲ繰替フヘシ

② 前項費用ノ弁償金徴収ニ付テハ市町村税滞納処分ノ例ニ依ル

③ (略)

資料 1-② 行旅病人死亡人等ノ引取及費用弁償ニ関スル件（明治 32 年勅令第 277 号）〈抜粋〉

第一条 行旅病人及行旅死亡人取扱法第五条及第十三条ノ公共団体ハ行旅病人行旅死亡人若ハ其ノ同伴者ノ救護又ハ取扱ヲ為シタル地ノ道府県トス

② 前項ノ規定ニ拘ラズ行旅病人行旅死亡人若ハ其ノ同伴者ノ救護又ハ取扱ヲ為シタル地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項ノ指定都市ハ地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七百七十四条の三十ノ定ムル所ニ依リ行旅病人及行旅死亡人取扱法第五条及第十三条ノ公共団体トス

③ 第一項ノ規定ニ拘ラズ行旅病人行旅死亡人若ハ其ノ同伴者ノ救護又ハ取扱ヲ為シタル地方自治法第二百五十二条の二十二第一項ノ中核市ハ地方自治法施行令第七百七十四条の四十九の六ノ定ムル所ニ依リ行旅病人及行旅死亡人取扱法第五条及第十三条ノ公共団体トス

資料 1-③ 「行旅病人の救護等の事務の団体事務化について」（昭和 62 年 2 月 12 日付け社保第 14 号各都道府県知事・各指定都市市長宛て厚生省社会局長通知）〈抜粋〉

別紙

行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関する指針

I 市町村が処理しなければならない事務について

第一一 遺留物件の処分

1～3 (略)

4 市町村は、有価証券及び見積価格が一定額以下の物件については、競売に付することなく処分できるものとする。

5 市町村は、行旅死亡人の遺留物品を売却してもなお費用の弁償額に足りないときは、都道府県に対して計算書を付してその不足額を請求するものとする。

2 墓地、埋葬等に関する法律関係

資料 2-① 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）〈抜粋〉

第九条 死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない。

2 前項の規定により埋葬又は火葬を行ったときは、その費用に関しては、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十三号）の規定を準用する。

資料 2-② 「墓地、埋葬等に関する法律の疑義について」（昭和 27 年 6 月 30 日付け衛環第 66 号 環境衛生課長から北海道衛生部長宛て回答）〈抜粋〉

昭和二十七年六月七日二七環第一、七八九号で照会のあつた標記のことにつき左のとおり回答する。

1 について

他に全然埋葬又は火葬を行うものがなく、市町村長が行つた場合は墓地、埋葬等に関する法律第九条にいう葬祭であつて生活保護法第十八条第二項によるものではない。

但し、知人又は近隣の者が生活保護法をうけている孤独の被保護者の死亡した場合に行う葬祭は生活保護法が適用されるのであつて、墓地、埋葬等に関する法律第九条の「行うものがない」場合ではない。

2 について

墓地、埋葬等に関する法律第九条の費用に関してのみ、行旅病人及び行旅死亡人取扱法及び法律の委託事項として制定された勅令、省令、条例等を準用して差し支えない。

3 について

行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定を準用するのは、法第九条による費用に関してのみである。

4 について

(略)

5について

法第九条を厳密に解釈すれば、埋葬又は火葬する者がいないことになる。然しながら、法第一条の趣旨よりしても死体を放置することはできないから、死体発見地の市町村長が法第九条を準用して措置すべきである。

3 生活保護法関係

資料 3-① 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）〈抜粋〉

（葬祭扶助）

第十八条 葬祭扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 検案
- 二 死体の運搬
- 三 火葬又は埋葬
- 四 納骨その他葬祭のために必要なもの

2 左に掲げる場合において、その葬祭を行う者があるときは、その者に対して、前項各号の葬祭扶助を行うことができる。

- 一 被保護者が死亡した場合において、その者の葬祭を行う扶養義務者がいないとき。
- 二 死者に対しその葬祭を行う扶養義務者がいない場合において、その遺留した金品で、葬祭を行うに必要な費用を満たすことのできないとき。

（報告、調査及び検診）

第二十八条 （略）

2 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条の規定の施行のため必要があると認めるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの者であつた者に対して、報告を求めることができる。

3～5 （略）

（遺留金品の処分）

第七十六条 第十八条第二項の規定により葬祭扶助を行う場合においては、保護の実施機関は、その死者の遺留の金銭及び有価証券を保護費に充て、なお足りないときは、遺留の物品を売却してその代金をこれに充てることのできる。

2 （略）

資料 3-② 生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）〈抜粋〉

（遺留金品の処分）

第二十二条 保護の実施機関が法第七十六条第一項の規定により、遺留の物品を売却する場合においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条第一項に規定する一般

競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により契約を締結しなければならない。

- 2 保護の実施機関が法第七十六条の規定による措置をとった場合において、遺留の金品を保護費に充当して、なお残余を生じたときは、保護の実施機関は、これを保管し、速やかに、相続財産管理人の選任を家庭裁判所に請求し、選任された相続財産管理人にこれを引き渡さなければならない。ただし、これによりがたいときは、民法第四百九十四条の規定に基づき当該残余の遺留の金品を供託することができる。
- 3 前項の場合において保管すべき物品が滅失若しくはき損のおそれがあるとき、又はその保管に不相当の費用若しくは手数を要するときは、これを売却し、又は棄却することができる。その売却して得た金銭の取扱については、前項と同様とする。

資料 3-③ 生活保護法による保護の基準（昭和 38 年厚生省告示第 158 号）〈抜粋〉

別表第 8 葬祭扶助基準

(昭 39 厚告 119・昭 41 厚告 201・昭 44 厚告 81・昭 46 厚告 75・昭 47 厚告 86・昭 49 厚告 71・昭 50 厚告 85・昭 51 厚告 43・昭 52 厚告 64・昭 53 厚告 60・昭 54 厚告 45・昭 55 厚告 55・昭 56 厚告 41・昭 57 厚告 51・昭 58 厚告 71・昭 59 厚告 61・昭 60 厚告 54・昭 61 厚告 95・昭 62 厚告 62・昭 63 厚告 149・平元厚告 85・平 2 厚告 86・平 4 厚告 124・平 5 厚告 94・平 6 厚告 132・平 8 厚告 93・平 9 厚告 73・平 10 厚告 121・平 11 厚告 104・一部改正、平 12 厚告 158・旧別表第 7 繰下・一部改正、平 14 厚告 148・平 16 厚告 130・平 18 厚告 315・平 22 厚告 141・平 26 厚告 136・平 28 厚告 176・令元厚告 66・令 3 厚告 151・一部改正)

1 基準額

級地別	基準額	
	大人	小人
1 級地及び 2 級地	212,000 円以内	169,600 円以内
3 級地	185,500 円以内	148,400 円以内

- 2 葬祭に要する費用の額が基準額を超える場合であつて、葬祭地の市町村条例に定める火葬に要する費用の額が次に掲げる額を超えるときは、当該超える額を基準額に加算する。

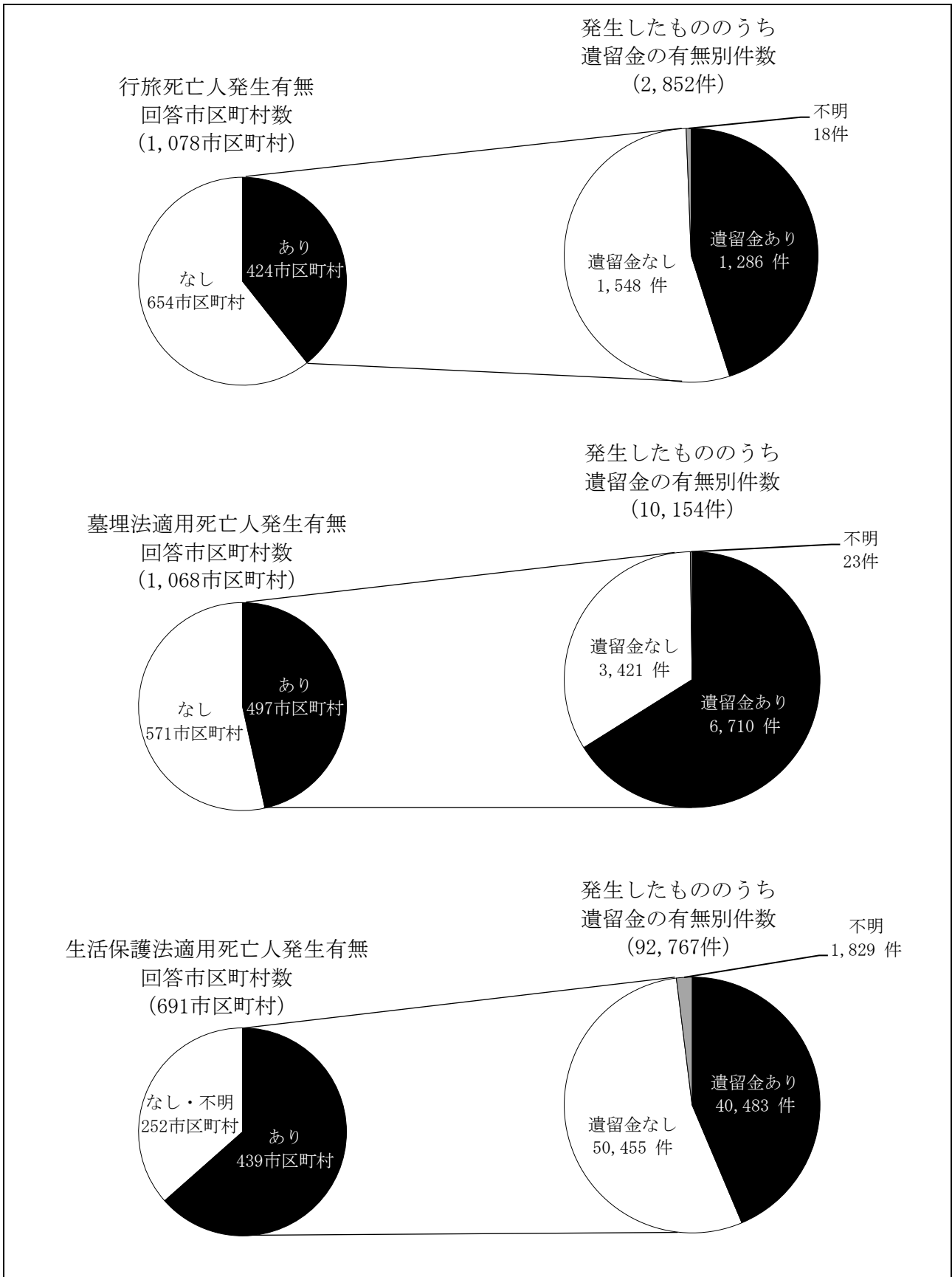
級地別	大人	小人
	円	円
1 級地及び 2 級地	600	500
3 級地	480	400

- 3 葬祭に要する費用の額が基準額を超える場合であつて、自動車の料金その他死体の運搬に要する費用の額が次に掲げる額を超えるときは、23,060 円から次に掲げる額を控除した額の範囲内において当該超える額を基準額に加算する。

級地別	金額
1 級地及び 2 級地	15,580 円
3 級地	13,630

4 その他

資料 4-① 基礎調査における引取者のない死亡人の発生状況（表 3-(1)-①関係）



(注) 当省の調査結果による。

資料 4-② 民法（明治 29 年法律第 89 号）〈抜粋〉

（供託）

第四百九十四条 弁済者は、次に掲げる場合には、債権者のために弁済の目的物を供託することができる。この場合においては、弁済者が供託をした時に、その債権は、消滅する。

- 一 弁済の提供をした場合において、債権者がその受領を拒んだとき。
 - 二 債権者が弁済を受領することができないとき。
- 2 弁済者が債権者を確知することができないときも、前項と同様とする。ただし、弁済者に過失があるときは、この限りでない。

（供託の方法）

第四百九十五条 前条の規定による供託は、債務の履行地の供託所にしなければならない。

2・3 （略）

（供託に適しない物等）

第四百九十七条 弁済者は、次に掲げる場合には、裁判所の許可を得て、弁済の目的物を競売に付し、その代金を供託することができる。

- 一 その物が供託に適しないとき。
- 二 その物について滅失、損傷その他の事由による価格の低落のおそれがあるとき。
- 三 その物の保存について過分の費用を要するとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、その物を供託することが困難な事情があるとき。

（扶養義務者）

第八百七十七条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

- 2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。
- 3 （略）

（相続開始の原因）

第八百八十二条 相続は、死亡によって開始する。

（子及びその代襲者等の相続権）

第八百八十七条 被相続人の子は、相続人となる。

- 2 被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき、又は第八百九十一条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その相続権を失ったときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる。ただし、被相続人の直系卑属でない者は、この限りでない。
- 3 前項の規定は、代襲者が、相続の開始以前に死亡し、又は第八百九十一条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その代襲相続権を失った場合について準用する。

（直系尊属及び兄弟姉妹の相続権）

第八百八十九条 次に掲げる者は、第八百八十七条の規定により相続人となるべき者がいない場合には、次に掲げる順序の順位に従って相続人となる。

- 一 被相続人の直系尊属。ただし、親等の異なる者の間では、その近い者を先にする。
 - 二 被相続人の兄弟姉妹
- 2 第八百八十七条第二項の規定は、前項第二号の場合について準用する。

(配偶者の相続権)

第八百九十条 被相続人の配偶者は、常に相続人となる。この場合において、第八百八十七条又は前条の規定により相続人となるべき者があるときは、その者と同順位とする。

(相続の一般的効力)

第八百九十六条 相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。ただし、被相続人の一身に専属したものは、この限りでない。

(祭祀に関する権利の承継)

第八百九十七条 系譜、祭具及び墳墓の所有権は、前条の規定にかかわらず、慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する。ただし、被相続人の指定に従って祖先の祭祀を主宰すべき者があるときは、その者が承継する。

2 前項本文の場合において慣習が明らかでないときは、同項の権利を承継すべき者は、家庭裁判所が定める。

(相続財産法人の成立)

第九百五十一条 相続人のあることが明らかでないときは、相続財産は、法人とする。

(相続財産の管理人の選任)

第九百五十二条 前条の場合には、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求によって、相続財産の管理人を選任しなければならない。

2 前項の規定により相続財産の管理人を選任したときは、家庭裁判所は、遅滞なくこれを公告しなければならない。

(注) 民法第952条は、令和3年法律第24号による改正前の条文である。

資料4-③ 戸籍法（昭和22年法律第224号）〈抜粋〉

第十条の二 (略)

② 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体の機関は、法令の定める事務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求の任に当たる権限を有する職員は、その官職、当該事務の種類及び根拠となる法令の条項並びに戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならない。

③～⑥ (略)

第二十四条 戸籍の記載が法律上許されないものであること又はその記載に錯誤若しくは遺漏があることを発見した場合には、市町村長は、遅滞なく届出人又は届出事件の本人にその旨を通知しなければならない。ただし、戸籍の記載、届書の記載その他の書類から市町村長において訂正の内容及び事由が明らかであると認めるときは、この限りでない。

② 前項ただし書の場合においては、市町村長は、管轄法務局長等の許可を得て、戸籍の訂正をすることができる。

③・④ (略)

第四十四条 (略)

② (略)

③ 前二項の催告をすることができないとき、又は催告をしても届出がないときは、市町村長は、管轄法務局長等の許可を得て、戸籍の記載をすることができる。

④ (略)

第八十七条 次の者は、その順序に従つて、死亡の届出をしなければならない。ただし、順序にかかわらず届出をすることができる。

第一 同居の親族

第二 その他の同居者

第三 家主、地主又は家屋若しくは土地の管理人

② 死亡の届出は、同居の親族以外の親族、後見人、保佐人、補助人、任意後見人及び任意後見受任者も、これを行うことができる。

資料 4-④ 「死亡届の届出義務者がいない場合又は届出義務者からの届出を期待することができない場合における職権による死亡事項の戸籍への記載の取扱いについて（通知）」（平成25年3月21日付け法務省民一第285号法務省民事局民事第一課長通知）



法務省民一第285号
平成25年3月21日

法務局民事行政部長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局民事第一課長

死亡届の届出義務者がいない場合又は届出義務者からの届出を期待することができない場合における職権による死亡事項の戸籍への記載の取扱いについて（通知）

標記の場合における死亡事項の迅速な戸籍への記載に資するため、福祉事務所の長及びこれに準ずる者からの職権記載を促す申出であって、届出事件本人と死亡者との同一性に疑義がないものについては、あらかじめ戸籍法第44条3項及び第24条第2項に規定する管轄法務局又は地方法務局の長の許可を包括的に与えることとし、市区町村長限りで死亡事項の職権記載をして差し支えないものとするとともに、この取扱いにおける戸籍の記載は、平成2年3月1日付け法務省民二第600号民事局長通達別紙戸籍記載例及び平成6年11月16日付け法務省民二第700号民事局長通達別紙第2号記録事項証明書の記載例170の例に準じて下記のとおりとしますので、これを了知の上、貴管下支局長及び管内市区町村長への周知並びに管内市区町村長への包括的な職権記載の許可の付与について取り計らい願います。

なお、戸籍法第87条第2項に規定する届出資格者の調査については、死亡事項の職権記載をする前提として行わなければならないものではありませんので、念のため申し添えます。

記

1 紙戸籍の場合

「平成25年3月20日推定午前6時東京都千代田区で死亡同月25日除籍
④」

2 コンピュータ戸籍の場合

死亡：【死亡日】 平成25年3月20日
 【死亡時分】 推定午前6時
 【死亡地】 東京都千代田区
 【除籍日】 平成25年3月25日

資料 4-⑤ 「身寄りのない方の遺留金のうち、預貯金の取扱方法の明確化について」（令和 3 年 3 月 31 日付け金融庁監督局銀行第一課、銀行第二課、銀行第二課協同組織金融室）〈抜粋〉

事 務 連 絡
令和 3 年 3 月 31 日

一般社団法人全国銀行協会 御中

金融庁監督局銀行第一課

身寄りのない方の遺留金のうち、預貯金の取扱方法の明確化について

標記については、「令和 2 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 2 年 12 月 18 日閣議決定。以下「対応方針」という。）において、「市町村長（特別区の長を含む。）が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務（墓地、埋葬等に関する法律 9 条 2 項及び行旅病人及行旅死亡人取扱法 11 条から 15 条）については、預貯金も遺留金銭に含まれることを明確化し、地方公共団体及び各金融機関に令和 2 年度中に通知する。」とされたところです。

厚生労働省においては、今般、対応方針を踏まえ、亡くなられた身寄りのない方の預貯金についても、市町村長（特別区の長を含む。）が現金化し、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）第 11 条（墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。）に基づき火葬等の費用に充てることができることを別添「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引」により、改めて地方公共団体に周知しておりますので、貴協会におかれましても、各金融機関に対し、「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引」の内容について、周知をお願いいたします。

事務連絡

令和3年3月31日

一般社団法人全国信用金庫協会 御中

金融庁監督局銀行第二課協同組織金融室

身寄りのない方の遺留金のうち、預貯金の取扱方法の明確化について

標記については、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和2年12月18日閣議決定。以下「対応方針」という。）において、「市町村長（特別区の長を含む。）が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務（墓地、埋葬等に関する法律9条2項及び行旅病人及行旅死亡人取扱法11条から15条）については、預貯金も遺留金銭に含まれることを明確化し、地方公共団体及び各金融機関に令和2年度中に通知する。」とされたところです。

厚生労働省においては、今般、対応方針を踏まえ、亡くなられた身寄りのない方の預貯金についても、市町村長（特別区の長を含む。）が現金化し、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第11条（墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第9条第2項において準用する場合を含む。）に基づき火葬等の費用に充てることができることを別添「手引き」により、改めて地方公共団体に周知しております。

貴協会におかれましても、加盟金融機関に対し、別添「手引き」の内容について、周知をお願いいたします。

事 務 連 絡
令和3年3月31日

一般社団法人全国信用組合中央協会 御中

金融庁監督局銀行第二課協同組織金融室

身寄りのない方の遺留金のうち、預貯金の取扱方法の明確化について

標記については、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和2年12月18日閣議決定。以下「対応方針」という。）において、「市町村長（特別区の長を含む。）が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務（墓地、埋葬等に関する法律9条2項及び行旅病人及行旅死亡人取扱法11条から15条）については、預貯金も遺留金銭に含まれることを明確化し、地方公共団体及び各金融機関に令和2年度中に通知する。」とされたところです。

厚生労働省においては、今般、対応方針を踏まえ、亡くなられた身寄りのない方の預貯金についても、市町村長（特別区の長を含む。）が現金化し、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第11条（墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第9条第2項において準用する場合を含む。）に基づき火葬等の費用に充てることができることを別添「手引き」により、改めて地方公共団体に周知しております。

貴協会におかれましても、加盟金融機関に対し、別添「手引き」の内容について、周知をお願いいたします。

事 務 連 絡
令和3年3月31日

一般社団法人全国地方銀行協会 御中

金融庁監督局銀行第二課

身寄りのない方の遺留金のうち、預貯金の取扱方法の明確化について

標記については、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和2年12月18日閣議決定。以下「対応方針」という。）において、「市町村長（特別区の長を含む。）が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務（墓地、埋葬等に関する法律9条2項及び行旅病人及行旅死亡人取扱法11条から15条）については、預貯金も遺留金銭に含まれることを明確化し、地方公共団体及び各金融機関に令和2年度中に通知する。」とされたところです。

厚生労働省においては、今般、対応方針を踏まえ、亡くなられた身寄りのない方の預貯金についても、市町村長（特別区の長を含む。）が現金化し、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第11条（墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第9条第2項において準用する場合を含む。）に基づき火葬等の費用に充てることができることを別添「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引」により、改めて地方公共団体に周知しておりますので、貴協会におかれましても、各金融機関に対し、「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引」の内容について、周知をお願いいたします。

事 務 連 絡
令和3年3月31日

一般社団法人全国労働金庫協会 御中

金融庁監督局銀行第二課協同組織金融室

身寄りのない方の遺留金のうち、預貯金の取扱方法の明確化について

標記については、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和2年12月18日閣議決定。以下「対応方針」という。）において、「市町村長（特別区の長を含む。）が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務（墓地、埋葬等に関する法律9条2項及び行旅病人及行旅死亡人取扱法11条から15条）については、預貯金も遺留金銭に含まれることを明確化し、地方公共団体及び各金融機関に令和2年度中に通知する。」とされたところです。

厚生労働省においては、今般、対応方針を踏まえ、亡くなられた身寄りのない方の預貯金についても、市町村長（特別区の長を含む。）が現金化し、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第11条（墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第9条第2項において準用する場合を含む。）に基づき火葬等の費用に充てることができることを別添「手引き」により、改めて地方公共団体に周知しております。

貴協会におかれましても、加盟金融機関に対し、別添「手引き」の内容について、周知をお願いいたします。

事務連絡
令和3年3月31日

一般社団法人第二地方銀行協会 御中

金融庁監督局銀行第二課

身寄りのない方の遺留金のうち、預貯金の取扱方法の明確化について

標記については、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和2年12月18日閣議決定。以下「対応方針」という。）において、「市町村長（特別区の長を含む。）が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務（墓地、埋葬等に関する法律9条2項及び行旅病人及行旅死亡人取扱法11条から15条）については、預貯金も遺留金銭に含まれることを明確化し、地方公共団体及び各金融機関に令和2年度中に通知する。」とされたところです。

厚生労働省においては、今般、対応方針を踏まえ、亡くなられた身寄りのない方の預貯金についても、市町村長（特別区の長を含む。）が現金化し、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第11条（墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第9条第2項において準用する場合を含む。）に基づき火葬等の費用に充てることができることを別添「身寄りのない方が亡くなられた場合の

遺留金等の取扱いの手引」により、改めて地方公共団体に周知しておりますので、貴協会におかれましても、各金融機関に対し、「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引」の内容について、周知をお願いいたします。

事務連絡
令和3年3月31日

株式会社商工組合中央金庫 御中

金融庁監督局銀行第二課協同組織金融室

身寄りのない方の遺留金のうち、預貯金の取扱方法の明確化について

標記については、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和2年12月18日閣議決定。以下「対応方針」という。）において、「市町村長（特別区の長を含む。）が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務（墓地、埋葬等に関する法律9条2項及び行旅病人及行旅死亡人取扱法11条から15条）については、預貯金も遺留金銭に含まれることを明確化し、地方公共団体及び各金融機関に令和2年度中に通知する。」とされたところです。

厚生労働省においては、今般、対応方針を踏まえ、亡くなられた身寄りのない方の預貯金についても、市町村長（特別区の長を含む。）が現金化し、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第11条（墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第9条第2項において準用する場合を含む。）に基づき火葬等の費用に充てることができることを別添「手引き」により、改めて地方公共団体に周知しております。

貴金庫におかれましても、別添「手引き」の内容について、ご承知いただきますようお願いいたします。

事務連絡
令和3年3月31日

農林中央金庫 御中

金融庁監督局銀行第二課協同組織金融室

身寄りのない方の遺留金のうち、預貯金の取扱方法の明確化について

標記については、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和2年12月18日閣議決定。以下「対応方針」という。）において、「市町村長（特別区の長を含む。）が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務（墓地、埋葬等に関する法律9条2項及び行旅病人及行旅死亡人取扱法11条から15条）については、預貯金も遺留金銭に含まれることを明確化し、地方公共団体及び各金融機関に令和2年度中に通知する。」とされたところです。

厚生労働省においては、今般、対応方針を踏まえ、亡くなられた身寄りのない方の預貯金についても、市町村長（特別区の長を含む。）が現金化し、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第11条（墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第9条第2項において準用する場合を含む。）に基づき火葬等の費用に充てることができることを別添「手引き」により、改めて地方公共団体に周知しております。

貴金庫におかれましても、傘下金融機関に対し、別添「手引き」の内容について、周知をお願いいたします。

（注） 別添の手引は省略した。

資料 4-⑥ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）〈抜粋〉

（契約の締結）

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2～6 （略）

（現金及び有価証券の保管）

第二百三十五条の四 （略）

2 債権の担保として徴するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管することができない。

3 （略）

資料 4-⑦ 家事事件手続法（平成 23 年法律第 52 号）〈抜粋〉

（事実の調査及び証拠調べ等）

第五十六条 （略）

2 当事者は、適切かつ迅速な審理及び審判の実現のため、事実の調査及び証拠調べに協力するものとする。

資料 4-⑧ 家事事件手続規則（平成 24 年最高裁判所規則第 8 号）〈抜粋〉

第三十七条 （略）

2 （略）

3 家庭裁判所は、家事審判の申立てをした者又はしようとする者に対し、家事審判の申立書及び前項の証拠書類の写しのほか、当該申立てに係る身分関係についての資料その他家事審判の手続の円滑な進行を図るために必要な資料の提出を求めることができる。

資料 4-⑨ 供託法（明治 32 年法律第 15 号）〈抜粋〉

第五条 法務大臣ハ法令ノ規定ニ依リテ供託スル金銭又ハ有価証券ニ非サル物品ヲ保管スヘキ倉庫営業者又ハ銀行ヲ指定スルコトヲ得

② 倉庫営業者又ハ銀行ハ其営業ノ部類ニ属スル物ニシテ其保管シ得ヘキ数量ニ限り之ヲ保管スル義務ヲ負フ

第七条 倉庫営業者又ハ銀行ハ第五条第一項ノ規定ニ依ル供託物ヲ受取ルヘキ者ニ対シ一般ニ同種ノ物ニ付テ請求スル保管料ヲ請求スルコトヲ得

資料 4-⑩ 遺失物法（平成 18 年法律第 73 号）〈抜粋〉

（趣旨）

第一条 この法律は、遺失物、埋蔵物その他の占有を離れた物の拾得及び返還に係る手続その他その取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

資料 4-⑪ 平成元年最高裁判所第 3 小法廷判決〈抜粋〉

主 文

本件上告を棄却する。
上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

上告人らの上告理由第 1 点について

(略)

同第 2 点について

原審の適法に確定した事実関係のもとにおいて、本件遺骨は慣習に従って祭祀を主宰すべき者である被上告人に帰属したものとした原審の判断は、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、採用することができない。

よつて、民訴法 401 条、95 条、89 条、93 条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。(裁判長裁判官 安岡満彦 裁判官 伊藤正己 坂上壽夫 貞家克己)

(原文は縦書き)

上告人らの上告理由

第 1 点 (略)

第 2 点 控訴裁判所の判決は、民法第 897 条の解釈適用の誤りがある。すなわち上告人が祭祀承継の主宰者として、被相続人から指定されていないと判断したとしても、祭祀承継の争いがある以上、祭祀の家督相続的慣習を廃止した新民法の趣旨にそつて、民法第 897 条第 2 項に関わる判例に基づいた判断を示す事が妥当である。それにも関わらず、直ちに相続人を祭祀承継の主宰者として認定した右判決は、法令の解釈適用を誤った違法な判決である。

(注) 判例秘書システムによる。